

理解しておきたい “消費税軽減税率”

ファイナンシャルプランナー
堤 太郎



今年の10月1日より消費税の増税が予定されています。私たち消費者にとっては出費が増えるので嬉しくないニュースですね。消費税率が現状の8%から10%へと引き上げられるのですが、今回の増税には“軽減税率”という特別ルールが設定されています。特定の商品の税率を一般的な消費税の税率よりも低く設定するというルールです。このルールによると同じスーパーで買い物をしても消費税が8%の商品と10%の商品が混在するという事になります。消費者にとっても販売者にとっても金額計算が複雑となり混乱が予想されますね。導入後に混乱しないよう、様々な状況を想定して整理してみたいと思います。

国税庁によれば、アルコール類を除く飲食料品や週2回以上発行される新聞は軽減税率の対象となり、消費税8%が適用されます。ビールやワイン、みりんや調理酒はアルコールを含むため全て10%の適用となります。レストランやファーストフード店などの外食においては買った商品を店内で食べた場合は10%、持ち帰りの場合は8%が適用されます。同じ新聞でもオンラインで配信されるものやコンビニでの購入は10%となります。

少し挙げただけでも混乱しそうな内容ですね。では日常の場面をいくつか想定して考えてみましょう。

例えば、社員食堂や学生食堂での食事、または学校や介護施設等での給食はどちらの税率が適用されるのか。社員食堂や学生食堂は個人の意思で購入するため10%となるそうです。給食は利用者全員に平等に支給されるため8%となるそうです。

ではこういう場合はどうでしょう。大手コーヒーチェーンでは「持ち帰りのカップに入れますか?」という質問をよく受けます。手軽で飲み残しても持ち帰って飲めるという事への配慮でしょう。私は店内で飲む際でも大抵は持ち帰りのカップを希望します。持ち帰りのカップを希望しても店内で飲むのか外で飲むのかにより税率を変えるのか?持ち帰りで買ったお客が店内で飲食してしまったらどうなるのか?非常に線引きが難しく混乱してしまいそうですがこの辺りは消費者のモラルに任せるという事になるでしょう。

“軽減税率”は消費者のみならず販売者側も混乱が予想されます。消費者からの質問や苦情が増える事が想定されますから従業員教育の徹底が必要でしょう。軽減税率に対応したレジの導入等、費用の負担も発生します。こうした導入費用に対して政府は補助金を準備しているそうです。

日常のありがちな場面を想定しても私たち消費者や小売店側にとって慣れるまで時間のかかる制度ですね。今回の“軽減税率”は経過措置という事で例外的に設定されます。設定期限等は公表されていませんが、日常的に購入する食料品が8%で据え置かれるのは非常に助かります。

増税先送りという意見もありますが、施行された際、混乱しない様しっかりと確認しておきましょう。



40年ぶりの「相続法」改正 その1

ファイナンシャルプランナー
深川 恵理子



80歳以上で亡くなる方は、1990年では40%程度でしたが、現在では70%まで増え、90代を迎える方も増えつづけています。親も相続する子どもも高齢化して「老々相続」なんて言葉も聞こえるようになりました。そんな中、2019年7月(一部は4月)からは相続に関する法律「相続法」がいくつか改正され、注目が集まっています。その中で7月1日から実施される制度は下記の3つです。

1) 預貯金の払戻制度

故人の預貯金を引き出すこと(仮払い)が可能になり、「預金残高×1/3×法定相続割合」まで、また一つの金融機関から150万円を上限に直接払い戻しを請求出来るようになります。

故人の預貯金口座は、遺産分割協議が終わるか、または相続人全員の同意がないと引き出すことが出来ませんでした。相続人が単独で引き出すことができるようになります。これで、病院への支払いや葬儀費用などの資金を引き出せないといった不便さが解消され、助かる方も増えると思います。

2) 特別寄与料制度

法定相続人ではない例えば長男の妻も財産を取得することができるようになります。財産は相続人しか相続できないため、相続人でない長男の妻が夫の親にどんなに尽くしても相続人にはなれないため、相続財産を受け取ることはできず、不公平感がありました。妻が、夫の親の介護をするといったこともよくある話です。そして、これが相続トラブルの原因にもなりがちです。そこで、法律上の相続人以外の親族が無償で亡くなった方の介護

を行ったなど、亡くなった方の財産を増やした、あるいは減らさなかったと認められる場合は、財産をまったく受け取ることができないと不公平になるため、「特別の寄与」が認められ夫の兄弟に対して支払いを請求出来るようになります。

とは言え、請求するためには介護をしたことを見える化することや介護費用をきちんと管理しておくことなどが必要になってきます。忙しい介護のさなかにこんなことできるのでしょうか?と思います。この制度ができたことで、かえって争うことになってしまうのではと心配になりました。この制度が役立つよう常日頃から、夫の兄弟と良好な関係を築いておくことが何より大切なのではないでしょうか。

3) 遺産分割に関する見直し

婚姻期間20年以上の夫婦の自宅の贈与は遺産分割の対象外になります。

配偶者に財産をあげると「贈与税」がかかりますが、結婚して20年以上経つ夫婦が相手に自宅をあげた場合には、2,000万円までは贈与税がかからないという特例があります。自宅はほとんどの場合、夫婦で築いた財産ですから、夫婦間で贈与した時に税金をかけるのはおかしいことだということで認められている制度です。

今までは、この制度を使って、配偶者に自宅を贈与した場合、贈与した方が亡くなった場合はその贈与はなかったものと考え、その自宅を含めて遺産分割の取り分を決めることになっていたため、配偶者が自宅に住めなくなることもありました。

今後は、配偶者を保護する考えから、婚姻期間20年以上の夫婦が配偶者に自宅を贈与した場合には、その自宅は遺産分割の対象ではなくなります。次回、「配偶者居住権」の創設についても説明しますが、配偶者を亡くした後、自宅に安心して住めるかどうかはとても大きな問題ではないでしょうか。終の棲家についても考えておきたいものですね。

ご家庭によって家族構成も財産も本当にそれぞれ違います。「我が家の相続対策はどうしたらいいのだろう…」そんな思いがよぎったら、ぜひ担当者にご相談下さい。アドバイスさせていただきます。



老後2,000万円不足問題を考える

代表取締役
神原 弘之



ここ最近毎日のように報道されている老後2,000万円不足問題。政府は年金制度自体は100年安心と謳いながらも、年金だけでゆとりある老後は過ごせないとし、約2,000万円が不足すると報告書をまとめた。年金制度には「マクロ経済スライド」による年金額の調整がある。「マクロ経済スライド」とは、そのときの社会情勢（現役人口の減少や平均余命の伸び）に合わせて年金の給付水準を調整するものであるが、実際には将来、年金は削減されるということの意味していると言っても過言ではない。そう考えるのであれば、2,000万円でも不十分ということになる。

では、この2,000万円以上の老後資金を準備する為の方法は？それは「貯蓄」か「資産運用」の二つが考えられる。「貯蓄」の場合、例えば45歳の方が65歳までに2,000万円を貯めるには毎月約84,000円の積立が必要となる。多くの支出がある中でこの額を貯蓄するのは果たして可能なのだろうか？昨今の低金利の中では貯蓄だけでは到底間に合わないのではないかと。その為、資産運用による収益アップが必要であり、リスクと上手く付き合い、長期的な視点で分散投資を行うことが求められる。仮に想定利回り5%が得られたとするならば、上述の

ケースでは毎月約48,000円で済むことになり、毎月の積立額は大幅に減額される。資産運用は少しでも早く始めることが大切であり、時間を無駄にしないことがゆとりある資産運用を可能にすると言えるのではないのでしょうか。投資教育を受けていない日本人は、一様に「不安」や「難しい」を口にする。しかし、公助に期待せず自助で老後資金を準備するには資産運用をするしかないということでもあり、アドバイザーとしてその一役を担うのが私たちファイナンシャルプランナーだと考える。



ギネス認定?!藤沢市の夏祭り

クラーク
宮本 結衣



もうすぐ本格的な夏がやってきますね。弊社があります藤沢市では、「世界一大きい金魚すくい」が夏の風物詩として定着しています。毎年約3万人も来場する夏の一大イベントで、藤沢駅北口商店街に50m以上の水槽が設置されます。1999年に商店街の靴屋さんが、「売場のワゴンを繋げたら長い水槽になる」と思いついたのがきっかけで始まったそう。第1回目は水槽の長さ50.4mで開催し、正式記録のギネス認定を受けたそうです。



2002年には過去最長100.8mでギネス記録を更新しました。長〜い水槽の前に大人も子供も金魚すくいに挑戦している光景は迫力満点♪金魚を2分間で何匹すくえるかを競う「金魚すくい選手権」も行われます。大会記録はなんと93匹!!金魚すくいに自信のある方はぜひ挑戦してほしいです。

他にもヨーヨー釣りや屋台村、ミニSL試乗会など楽しいイベントが盛り沢山♪1日中楽しむことができますので、今年の夏はぜひ藤沢市に遊びにいらして下さいね。

【第21回藤沢夏祭り】

開催日▶2019年8月4日(日)12:00~19:00
金魚すくいは16:00~19:00(金魚がなくなり次第終了)/1回200円

開催地▶藤沢駅北口 銀座通り北口商店街

アクセス▶JR・小田急・江ノ電藤沢駅から徒歩5分

知れば知るほど! ナルホド金融経済

米中貿易戦争の先にあるもの

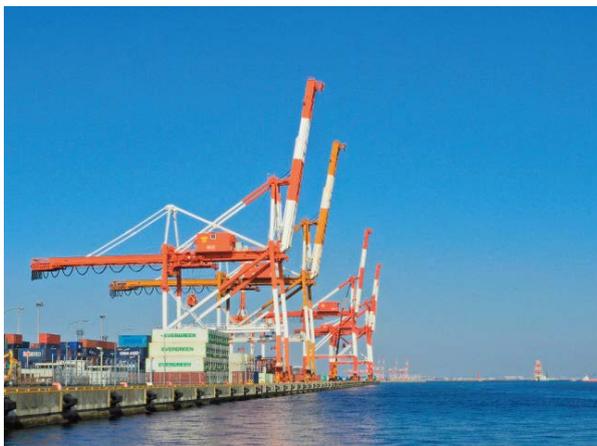
ファイナンシャルプランナー
松下 新



アメリカのトランプ大統領は中国に対し、ゴールデンウィーク直後に3度目の関税引き上げを発表し、6月から10%だった関税を25%に一気に引き上げました。そして本稿執筆時点の話題は第4弾があるのかということです。この米中貿易戦争、いったいどこへ向かうのでしょうか。

人口がアメリカの4.2倍もあり、GDPもアメリカの約6割に達している今、中国がアメリカを抜いて世界一になるのは2023~2027年頃と言われ、もはや時間の問題となっています。ところがこの関税の引き上げにより中国に委託生産していた企業は他国へシフトし、中国経済はかなりの打撃を受けています。またファーウェイなどは政治問題と絡み世界中のユーザーから注文がストップし、世界シェアが15%から5%へと下がったと報道されています。アメリカの圧力に屈する前に中国はアメリカと妥協点を見つけるしかないのですが、実はアメリカもかなりの打撃を受けているのです。

関税が25%に上がった今、食品、家電製品などが値上げを迫られ、ディスカウントストアはこれ以上低価格を維持できず、値上げに踏み切らざるを得ない状況になっています。それを見越してか、中国は交渉のテーブルに着くのを拒み、トランプ大統領が退陣するのをじっと待つ戦略のようにも見えます。ところがトランプ大統領、雇用統計や株価を見る限りアメリカの景気は好調で、大統領選に向けて共和党内はおろか、反対勢力の民主党に



至ってはバイデンやサンダースのような高齢者しか見あたらず、対抗馬不在でトランプ氏の再選が視野に入りつつあります。一方、中国は思惑がことごとく外れる中、習近平主席は国内を一枚岩にまとめていられるのかどうか、窮地に追い込まれています。

関税問題を純粋に経済だけ見てみると、次に起こる事はアメリカの利下げではないでしょうか。上述しましたように、25%に上がった関税のおかげでアメリカ国内は消費者信頼感指数や消費の落ち込み気配が濃厚で、ディスカウントストアの値上げはさらに消費を減退させます。その結果、失業者が増え、雇用状況の悪化により経済の停滞が起こり、中央銀行は利下げせざるを得ない状況になります。

実際、先ごろ発表された5月の雇用統計では非農業部門雇用者数が予想の18万人増に対し、なんとわずか7万5千人止まりになったことは衝撃でした。そこで利下げが一気にクローズアップされたのですが、景気を刺激させるうえでの利下げは正当な手段であろうと考えています。仮に利下げとなった場合、米ドルは弱含む事(円高)になりそうで、株価は上昇するものと思われます。円高は日本の輸出産業には痛手ですが、アメリカ企業には朗報です。そして金利の低下というカンフル剤により投資マネーは株式にシフトし、株価は上昇、まさにトランプ大統領が望む方向に進みつつあります。この貿易戦争、行き着く先は意外?にもしたたかなトランプ大統領の再選となる公算が強まっています。

差出人・連絡先

アルシアコンサルティング株式会社

〒251-0023 神奈川県藤沢市鶴沼花沢町2-3 PHビル2階
TEL: 0466-54-8417 <https://www.arxia.jp/>

掲載内容等に関するお問い合わせは各担当営業まで。
禁無断転載 Copyright Two Way Communications Inc.